

協議第 4 7 号

組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

組織及び機構の取扱いについて

新市の組織機構については、2市2町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

「新市における組織機構の整備方針」

基本方針

次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。

- (1) 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構
- (2) 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構
- (3) 簡素で効率的な組織機構
- (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (6) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

組織及び機構の取扱いについて

個別整備方針

- (1) 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、2市2町の現有庁舎のうち1箇所を本庁とし、残りの庁舎をそれぞれ総合支所として設置する。
- (2) 合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。
- (3) 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び2市2町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。
- (4) 2市2町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	組織及び機構の取扱い	細項目			
事務事業名		専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会
調整方針	<p>新市の組織機構については、2市2町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>「新市における組織機構の整備方針」 基本方針 次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構 (2) 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構 (3) 簡素で効率的な組織機構 (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構 (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 (6) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構 <p>個別整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、2市2町の現有庁舎のうち1箇所を本庁とし、残りの庁舎をそれぞれ総合支所として設置する。 (2) 合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。 総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。 (3) 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び2市2町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。 (4) 2市2町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。 				